

| | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|-----|---------|
| 商標権 | 判決年月日 | 令和元年10月9日 | 担当部 | 知財高裁第1部 |
| | 事件番号 | 平成31年(行ケ)第10062号 | | |
| <p>○ 「らくらく」との商標につき、原告商品の包装箱や広告等には、「らくらく」との文字が単独で用いられたものではなく、「らくらく正座椅子」との標章から「らくらく」を要部として抽出することもできないなどとして、商標法4条1項10号該当性を否定した事例。</p> | | | | |

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 商標法4条1項10号

(関連する権利番号等) 商標登録第5614453号, 無効2018-890044号

判決要旨

1 本件は、指定商品を第20類「家具、机類」とし、「らくらく」の標準文字から成る本件商標についての無効審判請求事件について、請求不成立とした審決に対する取消訴訟である。

原告は、取消事由として、商標法4条1項10号該当性の判断について、誤りがある旨を主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

(1) 商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかも、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である。

(2) 原告は、昭和63年頃から原告商品(正座椅子)の販売を開始し、30年以上継続して販売していることがうかがわれ、その販売数は、平成12年及び平成15年から平成25年の12年間で約75万個に上っていること、平成14年から平成18年にかけて75回にわたり、原告商品の広告が新聞に掲載されたほか、各種カタログ、チラシやウェブサイト等に原告商品の広告が掲載されたことが認められる。

しかしながら、原告商品の包装箱には、「らくらく正座椅子」等の標章が付されており、「らくらく」の文字のみが単独で使用されたものはない上、原告商品の広告等には、その多くにおいて「らくらく正座椅子」との標章が付されており、「らくらく」の文字のみが単独で使用されたものはないから、原告の主張する引用商標「らくらく」が、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたものとは認められない。

「らくらく」は、足の痺れや膝頭の痛みが緩和され、楽に正座をすることができるとの原告商品の機能を、「正座椅子」は、原告商品の用途又は商品の種類そのものを表しているから、いずれも、それぞれの文字部分のみによって出所識別標識としての機能を発揮するとはいえず、

原告商品の表示から、「らくらく」の文字部分のみを要部として抽出することはできないし、「らくらく」を抽出することが取引の実情であるとも認められない。

よって、本件商標は、商標法4条1項10号に該当するものではない。